

■南丹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）の修正内容（第3回委員会以降）
 （※パブリック・コメントの結果等については、別途【資料1】に記載します。）

注）赤字は素案の変更箇所です。
 ページ番号は、第4回資料に合わせています。

資料2

ページ	箇所	区分	内容	変更前	変更後
2	1-1 計画策定の背景と趣旨 1つ目の段落	事務局の校正	国人口、高齢化率等を令和5年1月1日現在に修正。	国人口、高齢化率等； 令和4年10月1日現在の数値	国人口、高齢化率等； 令和5年1月1日現在の数値
32	基本目標3	策定委員会での意見	P32とP58の「認知症基本法」の表記を統一。	認知症基本法	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（通称：認知症基本法）
38	基本目標2の表中 基本施策5	事務局の校正	達成指標： ・【基本施策5】3健診受診率（第8期、第9期）を修正。 ・第8期 実績見込の精査。 ・第9期 目標値を市国民健康保険データヘルス計画（R5策定中）の目標値に合わせる。	〔基本施策5〕3健診受診率 ・40～74歳〔8期：41.4%、9期：目標60.0%〕 ・75歳以上〔8期：24.5%、9期：目標30.0%〕	〔基本施策5〕3健診受診率 ・40～74歳〔8期：42.0%、9期：目標51.0%〕 ・75歳以上〔8期：25.0%、9期：目標30.0%〕
45	施策2：高齢者の住ま いの確保 養護老人 ホーム 3つ目の段落	策定委員会での意見	施策2 3つ目の段落： ・『「高齢者をはじめとする」とあるが、高齢者の計画であるので、言葉として必要かが疑問』との意見を受けて文章の修正。	他方では、地域共生社会の実現に向けて、高齢者をはじめとする居住に課題を抱える方への住まいの確保が大きな課題であり、本市の現状及び将来を見据えた利用者ニーズに対応するため、養護老人ホームから高齢者の住まい（「高齢者あんしんサポートハウス」）への転換を推進し、高齢者の住まいの更なる充実を目指します。	他方では、地域共生社会の実現に向けて、 居住に課題を抱える方の住まいの確保が大きな課題 であり、本市の現状及び将来を見据えた利用者ニーズに対応するため、養護老人ホームから「高齢者あんしんサポートハウス」への転換を推進し、高齢者の住まいの更なる充実を目指します。
46	軽費老人ホーム（ケア ハウス） 2つ目の段落	事務局の校正	軽費老人ホーム（ケアハウス） 2つ目の段落： ・字句の追加。	既存施設の増床（定員20人 ※1）	既存施設の増床（定員20人 整備計画 ※1 参照 ）
51	■実績と目標の表	事務局の校正	■実績と目標の表： ・「事業実施中につき、今後に記載」としていた健診受診率の実績数値を記載、各年度実績値の修正。 ・特定健診受診率（40～74歳）R6～R8の目標値を見直し、市国民健康保険データヘルス計画（R5策定中）に合わせる。	（表より抜粋） ■実績と目標 ・R5受診率 記載なし。 ・特定健診受診率（40～74歳）R6～R8の目標値 R6：54.0%、R7：57.0%、R8：60%	（表より抜粋） ■実績と目標 ・R5受診率 記載あり 。 ・特定健診受診率（40～74歳）R6～R8の目標値 R6： 45.0% 、R7： 48.0% 、R8： 51.0%
53	後期高齢者の健康課題 に合わせた個別支援 3つ目の段落	事務局の校正	後期高齢者の健康に合わせた個別支援 3つ目の段落について、文章の修正。	また、重症化リスクの高い健康状態不明者についても、かかりつけ医や地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら、個別訪問等による状況の把握、適切な受診、サービス利用につなげていきます。そのためには、引き続き地域の関係者も含め協力体制の強化に努めます。	また、 健診・医療・介護等のデータがない 健康状態不明者についても、かかりつけ医や地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら、 アンケート調査 や個別訪問等による 状態 の把握を行い、適切な受診、サービス利用につなげていきます。そのためには、引き続き地域の関係者も含め協力体制の強化に努めます。
54	■実績と目標の表	事務局の校正	■実績と目標の表 4行目と欄外： ・健康状態不明者について、説明を追加。令和7年度の目標値の修正。	■実績と目標の表 4行目 ・健康状態不明者の状況把握 ・令和7年度の目標値 100% ■実績と目標の表 欄外 ・記載なし。	■実績と目標の表 ・健康状態不明者（※）の 状態把握 ・令和7年度の目標値 95% ■実績と目標の表 欄外 ・（※） 対象年度及びその前年度において、介護保険、医療保険の利用がなく健診未受診の方
63	施策1：介護予防・生 活支援サービスの取組 （表題）	策定委員会での意見	『基本施策9「介護予防・生活支援サービスの充実」とあるが、施策1は、介護予防サービスの取組となっている。』との意見から表題を修正。	施策1：介護予防サービスの取組	施策1：介護予防・ 生活支援サービス の取組 ※P36の施策体系も同様に修正。
65、66	事業2 訪問理美容サ ービス事業	事務局の校正	P65 事業2 訪問理美容サービス事業： ・市の事業見直しに伴い、令和6年度以降は実施しない見込のため、削除する。 P66 ■実績の表 2行目： ・P65に合わせ「訪問理美容サービス延べ利用件数」の欄を削除する。	事業2 訪問理美容サービス事業 寝たきり等の理由により、理美容院でのサービスが受けられない高齢者等に対し、居宅でも安心して理美容サービスが受けられるよう、理美容師の出張に要する費用の一部を助成します。 事業3 あんしん見守りシステム事業 事業4 高齢者等除雪対策事業 事業5 食の自立支援サービス 事業6 住宅改修支援事業	事業2 訪問理美容サービス事業 は計画より 削除 。 以下、事業番号を線上げ 事業2 あんしん見守りサービス事業 事業3 高齢者等除雪対策事業 事業4 食の自立支援サービス 事業5 住宅改修支援事業 P66 ■実績の表 2行目： ・「訪問理美容サービス延べ利用件数」の欄を 削除 する。
-	-	事務局の校正	誤字・脱字等の軽微な修正。	-	誤字・脱字等の軽微な修正。